

ご存じですか

# 広報豆知識

## 土用歳事記

ことしの土用うしの日(7月31日)でした。この日はうなぎの厄日である。

さてこの「土用」というのは、四季の雑節の一つで、暦の上で18日を一期とする期間をいつぎのように一年に4度ある。

ことしは、立夏(5月6日)の前18日が春土用、立秋(8月8日)の前18日が夏土用、立冬(11月8日)の前18日が秋土用、立春(2月6日)の前18日が冬土用となり、この土用の初めを土用の入りという。

このように土用は四季にわたってあるが、ふつう土用といえば夏の暑い土用を意味している。

土用ばし、土用見舞、土用休み、土用うしの日とか、農家に関係の深い土用三郎などがある。このほか昔から伝えられる土用のまじないがいろいろあるようである。

たとえば、夏まけのする人は土用に入る日に、小豆の生を一粒と、にんにくの根を少しのむと暑さにあてられないとか、また土用タマゴや土用シジミを食べると体が強くなり、夏まけしないと伝えられている。

いずれも、これらの食物はタンパクや脂肪、ビタミンが豊富だから暑いときにこういう食物を食べることは体によいわけで、昔のいい伝えも一がいにバカにできない。

なお夏の土用に入って3日目のことを土用三郎というが、この日の天候で農作物の豊凶がうらなわれると伝えられる。梅雨太郎、八専二郎、土用三郎、寒四郎とって、年中四つの厄日とされており、昔から農家ともっとも関係の深い日でもある。

## 農委だより

農地の潰廢、異動などをおこなう場合は農業委員会をへて、知事の許可が必要です。

- ①農地を農地以外の用途(建物敷地、道路敷、造林など)に使用するとき
  - ②農地を売買、贈与するとき。
  - ③貸付地をかえしたり取りあげるとき
- 農地の賃借をするときは農業委員会の許可を得なければなりません。

農地の競売、公売に参加するときは知事の参加証の交付をうけなければ参加できません。

以上の手続きは農業委員会で取扱っております。また農業委員会では農地

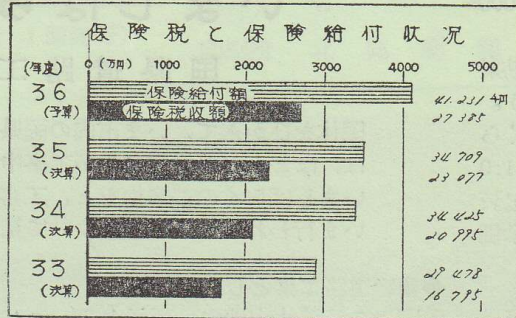
# 保険税は高いでしょうか

## 税よりも5割も多い給付額

保険税が高くなったという声を耳にします。なるほど保険税は一部増額されております。それは世帯平等割ではいままでの600円が800円に、また被保険者均等割では200円が260円に増額されましたが、所得割の100分の2と資産割100分の8という税率は昨年とかわってはいません。したがって世帯平等割で200円、

ところが昭和35年の実績をみても、国庫補助金のほか、他の一般予算から300万円の援助(繰入)を得ても、なお130万円もの不足を生じている現状です。

昭和33年度からの保険税徴収額と、実際に保険加入者に還元(保険給付)した額は、図表をご覧ください。なるほどわかるように、保険税に対して給付額が4~7割も



多く、また年ごとに金額がふくらんでいます。近年医学の進歩発達とともに、被保険者自身、みずからの健康管理や、保健衛生に対する意識が高まっております。予防や早期診療をうけるようになったことは好ましいことです。

いち度も医者にかからない人には、保険税も高く思えるのは一応無理からぬことのように考えられ

ますが、しかし実際には被保険者自身がかけた保険税より被保険者がうけた医療給付のほうが、はるかに多い事実をみてもおわかりのように、いつかはこのような形ちであなたが、あるいは家族が保険給付をうけることになるのではないか。国民健康保険はみなさん方の保険です滞納することなく健全な保険事業が営めるように、みなさんの深いご理解とご協力を願ってやみません。

保被保険者均等割で60円が増額になっただけで、それ以上に保険税が高くなった人は所得がふえたか、資産が多くなったかによるものと思います。国民健康保険事業は、皆さんご承知のように社会保障事業でありますから、保険税を高くして儲けようなどというすじあいのもではむろんないのであります。が、特別の事業会計で運営しているためまえからも、事業はそれ自体でまかなえるものでなくてはならないのです。

## 大いに消防意欲をコブ

### 盛会だった第14回全県消防大会

第14回全県消防大会が、去る7月22・23の両日、県内から約400人の消防関係者が参集して盛大に催された。

第一日目は市立第一中学校講堂を会場に、秋田県消防の歌発表、第2回全国消防大会の際、天皇陛下から賜ったお言葉

に関する紛争等についてもお世話していただきますからご利用ください。

### 所有地および耕作地調査

8月1日現在で、全農家を対象に所有地、耕作地調査を行っておりますからご協力ください。

農地相談日を次のように決めましたつぎの日程で農地相談に応ずることになりましたからご利用ください。

- 十二所出張所で8月25日、9月8・29日
  - 二井田出張所で8月24、9月14・15日
  - 真中出張所で9月21日
  - 上川沿出張所で9月19日
  - 下川沿出張所で9月20日
  - 釈迦内出張所で9月18日
  - 長木出張所で9月15日
- 時間は各場所とも午後1時から4時まで。

朗読の後、県消防協会長のあいさつによりはじめられ、消防活動の強化や、消防団の待遇改善などを主とする議題審議が活発に行われた。宣言決議ののち、秋田県知事ほか来賓の祝辞、欧州消防視察報告などがあって、おおいに消防意欲をコブし午後3時頃、有意義に大会の幕を閉じた。

ひきつづき市消防各分団から選抜の「纏振り」、大滝小唄など芸奴唄りを披露して第一日の日程を終えた。

2日目は十和田観光に案内したが、途中からあいにくの雨、一日目のうだるような暑さにひきかえ、参加者はバスに釘づけの態、切角の観光宣伝も、これではと主催者側の心配もよそに、参加者は結構楽しそうだった。

(写真は一中講堂での大会風景)

